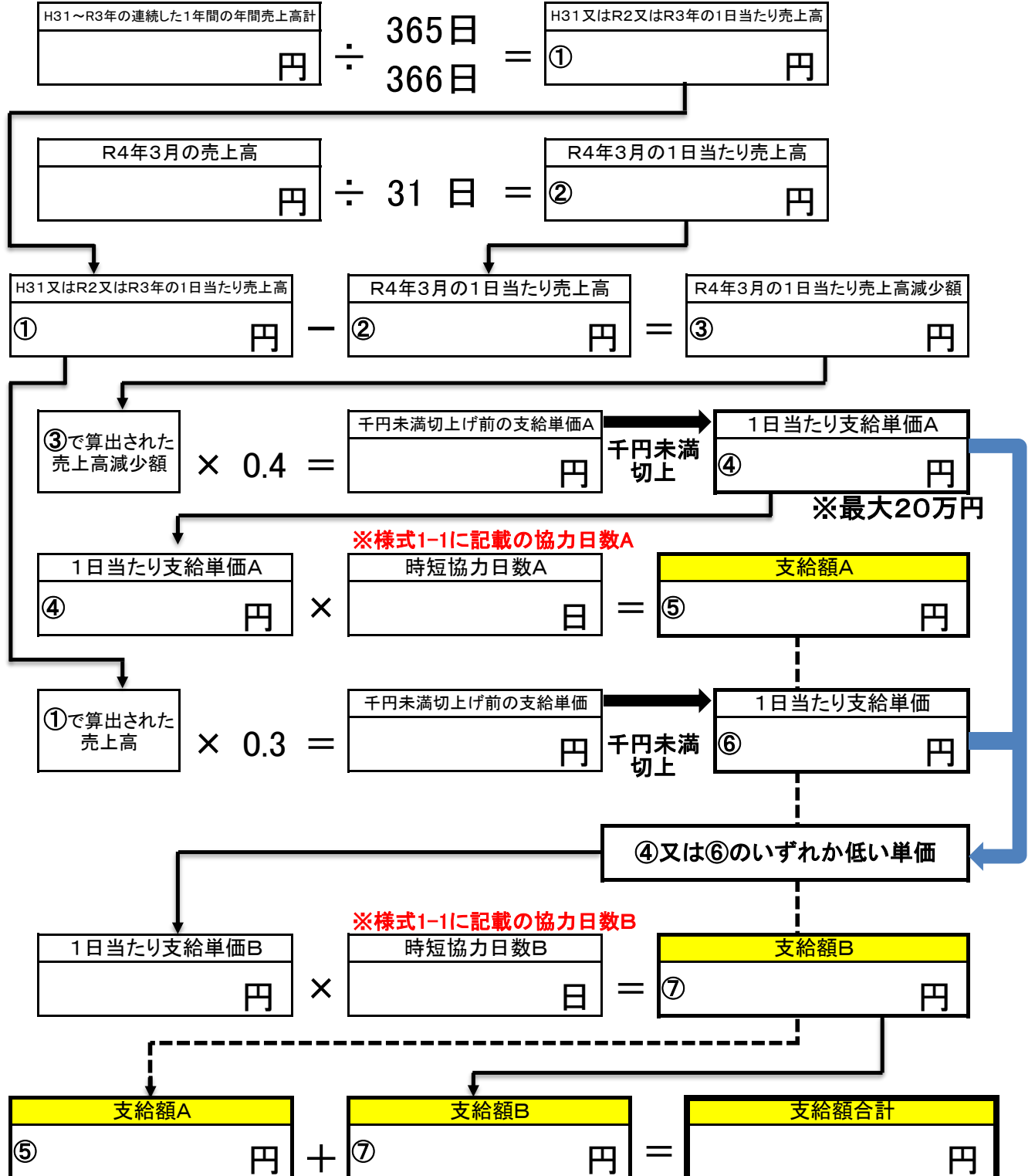


令和2年3月2日以降に開店し、令和3年3月に時短要請に応じていた場合や、月別売上が分からない場合など、年間売上高を用いて申請することもできます。

「支給額フローチャート」【3】の場合（売上高減少額方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※店内飲食事業の売上高（税抜き） いずれかに○をつけてください。（令和2年2月29日が含まれる場合は366日）



上記内容で申請します。